

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月13日

宇都宮市長 佐藤 栄一 殿

提出者

住 所 宇都宮市陽南1丁目1番11号

氏 名 株式会社SUBARU 宇都宮製作所

執行役員 宇都宮製作所長 齋藤 義弘

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 028-684-7153

担当者 総務部 サステナビリティ推進

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社SUBARU 宇都宮製作所
事業場の所在地	栃木県宇都宮市陽南1丁目1番11号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	輸送用機械器具製造業
②事業の規模	令和5年度売上高 1,025億円
③従業員数	1,824人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙2-1, 2-2のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙4のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 材料購入・在庫管理適正化による未使用廃棄の削減 ・ 処理液の延命化対策による廃液発生の抑制 ・ 生産工程の無駄排除による廃棄物の抑制		
② 計画	【目標（令和6年度）】別紙3のとおり		
	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでの取組みを引き続き継続する。また、拡大環境委員会で年度別目標を設定し、ゼロ・エミッション分科会が具体的施策を立案展開し目標達成に向けた活動を推進する。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物の分別を徹底するため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、適正処理のための管理を徹底している。また、保管容器、運搬方法の手順を定め、品名・性状・荷姿等を記入したシールを貼るなどの手順化を定めて適正な方法を実施している。 なお、特別管理産業廃棄物を取り扱う作業者に対する教育と事故を想定した緊急訓練を定期的実施している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでの取組みを引き続き継続する。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙4のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 埋立て廃棄ゼロ維持のため、再生利用処理可能な業者への委託拡大を推進している。また、定期的に処分業者の施設、処理方法、処理能力等を調査し確認している。		

② 計画	<b>【目標（令和6年度）】別紙3のとおり</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これまでの取組みを継続するとともに、更なる資源再生利用等が可能な業者を選定するために現地調査を行い契約の見直しを実施する。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和5年度）実績】別紙4のとおり</b>	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>既に電子マニフェストを導入済ですが効率的な運用を行う。</p>		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

# 別紙1

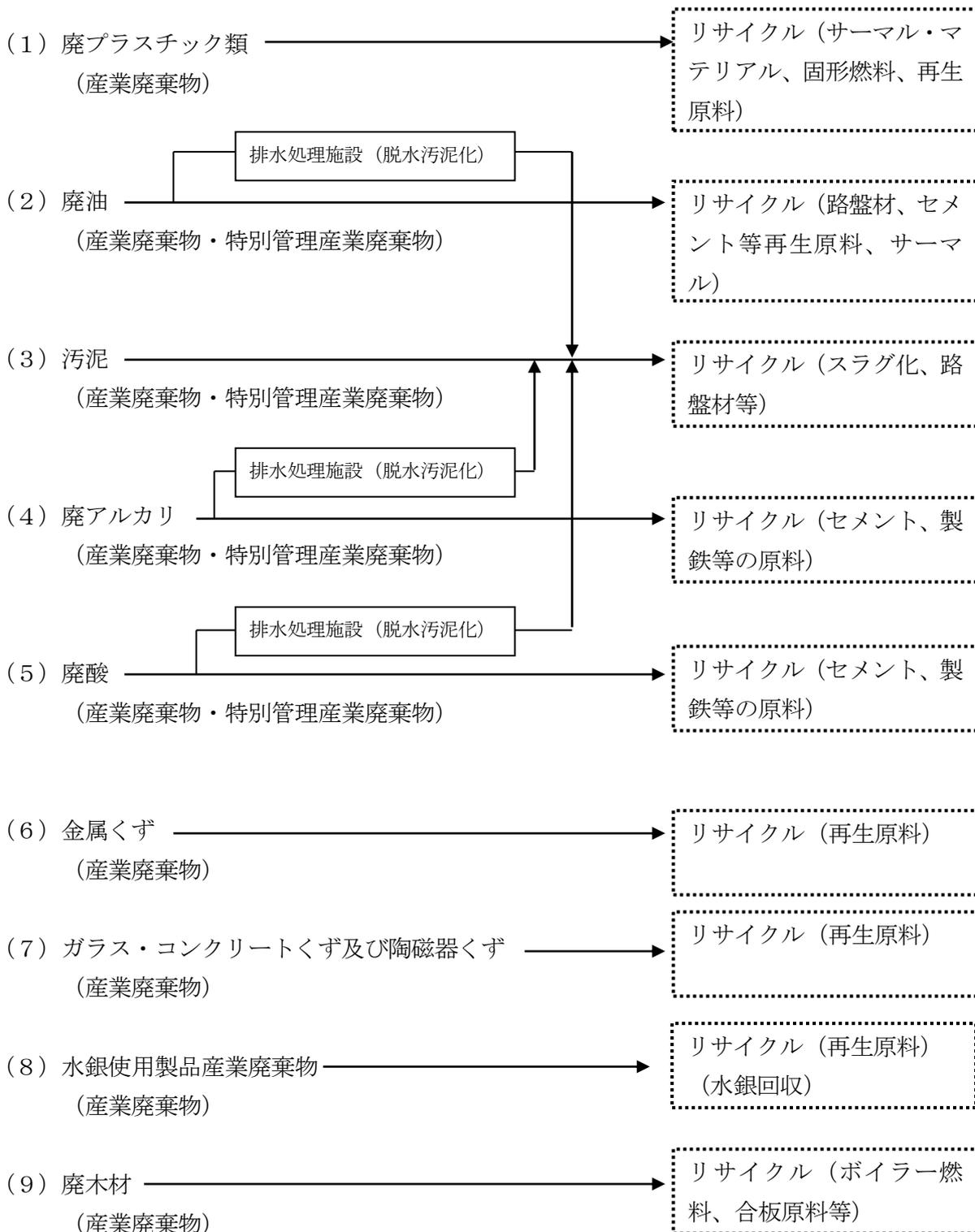
## 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

### 1. 製造工程（航空宇宙カンパニー）

原材料・購入部品受入れ ⇒ 部品加工 ⇒ 表面処理 ⇒ 構造組立 ⇒ 艀装組立  
⇒ 塗装 ⇒ 出荷

### 2. 排出される廃棄物

（中間処分及び最終処分委託）

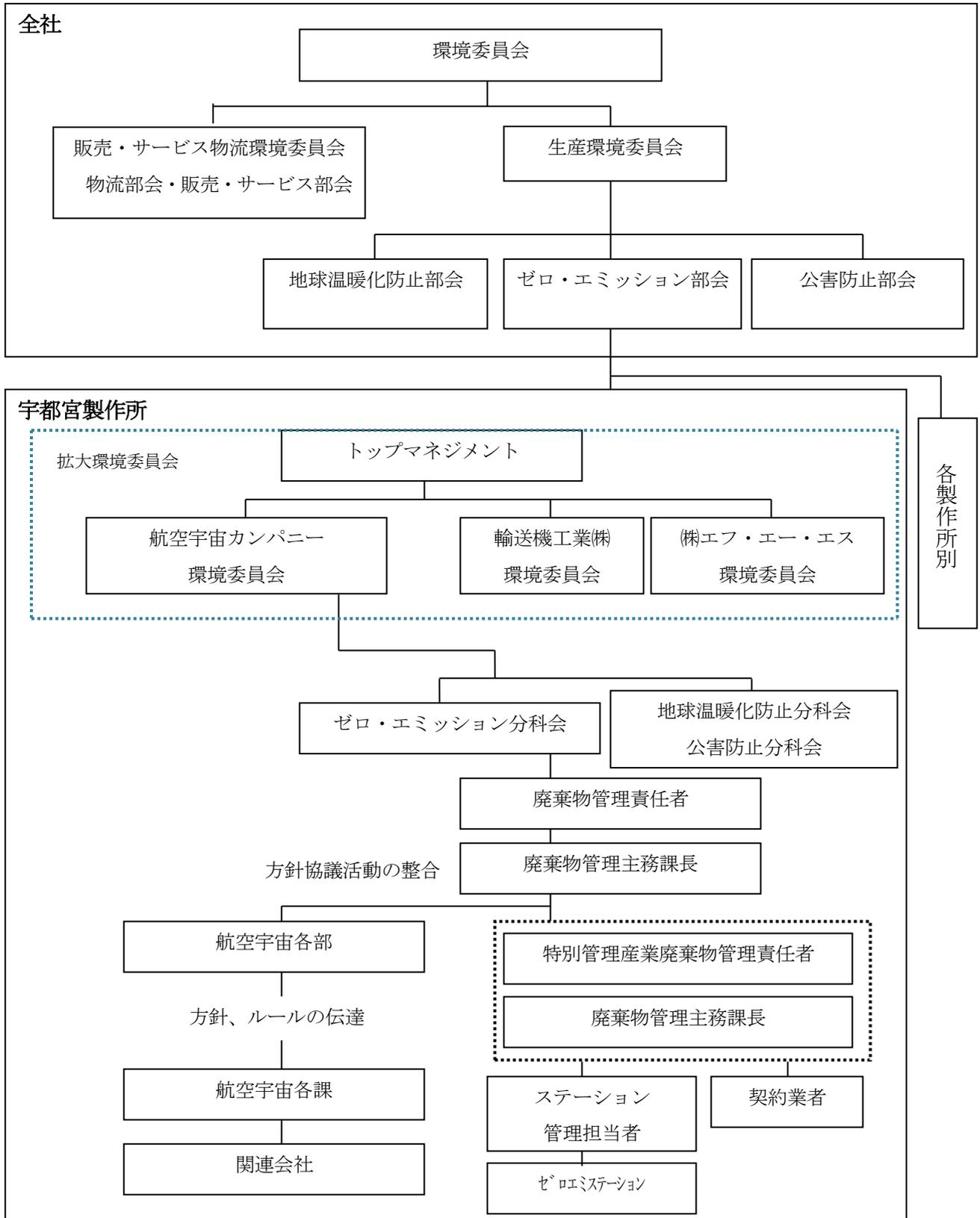


別紙 2 - 1

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

	環境保全統括者	役職名：宇都宮製作所長
	廃棄物管理責任者	役職名：総務部長
	廃棄物管理主務課長	役職名：総務部 サステナビリティ推進主査 廃棄物管理組織人数：6名
役 割	環境保全統括者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合環境委員会における環境長期計画等の策定と達成状況の審査</li> <li>・宇都宮製作所における環境保全活動の統括指揮</li> </ul>
	廃棄物管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合環境委員会宇都宮製作所ゼロエミッション分科会会長</li> <li>・宇都宮製作所内廃棄物管理全般の統括責任者</li> </ul>
	廃棄物管理主務課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画等の廃棄物管理運営の統括推進</li> <li>・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認</li> <li>・宇都宮製作所内の廃棄物管理規定の策定、改廃</li> <li>・廃棄物処理計画の作成</li> <li>・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li> <li>・産業廃棄物処理施設の運転、維持管理</li> <li>・処理業者、再生利用業者の調査、選定、管理</li> <li>・委託契約の締結</li> <li>・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付、管理</li> <li>・監督官庁への各種届出、報告</li> <li>・社員、関連会社に対する教育・啓発</li> <li>・その他関係する事項</li> </ul>

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項  
(管理体制図)



## 別紙3

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

## 1. 本年度の特別管理産業廃棄物処理目標（令和6年度）

（単位：トン）

	廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃アルカリ	廃酸	合計
1	産業廃棄物排出量	2.6	14.0	106.0	173.0	295.6
2	自己直接再生利用量					
3	自己直接埋立処分又は海洋投入量					
4	自己中間処理量					
5	自己中間処理量のうち熱回収量					
6	自己中間処理残さ量					
7	自己中間処理により減量量					
8	自己中間処理後再生利用量					
9	自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量					
10	全処理委託量（直接委託及び自己中間処理後処理委託量）	2.6	14.0	106.0	173.0	295.6
11	全処理委託量のうち優良認定処理業者への処理委託量	2.6	14.0	106.0	173.0	295.6
12	全処理委託量のうち再生利用業者への処理委託量	2.6	14.0	106.0	173.0	295.6
13	全処理委託量のうち熱回収認定業者への処理委託量					
14	全処理委託量のうち熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量	2.4	3.7		0.6	6.7

別紙4

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

1. 前年度の特別管理産業廃棄物発生量（令和5年度）

（単位：トン）

	廃棄物の種類	廃油	汚泥	廃アルカリ	廃酸	合計
1	産業廃棄物排出量	2.53	13.64	17.54	243.39	277.1
2	自己直接再生利用量					
3	自己直接埋立処分又は海洋投入量					
4	自己中間処理量					
5	自己中間処理量のうち熱回収量					
6	自己中間処理残さ量					
7	自己中間処理により減少量					
8	自己中間処理後再生利用量					
9	自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量					
10	全処理委託量(直接委託及び自己中間処理後処理委託量)	2.53	13.64	17.54	243.39	277.1
11	全処理委託量のうち優良認定処理業者への処理委託量	2.53	13.64	17.54	243.39	277.1
12	全処理委託量のうち再生利用業者への処理委託量	2.53	13.64	17.54	243.39	277.1
13	全処理委託量のうち熱回収認定業者への処理委託量					
14	全処理委託量のうち熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量	2.32	3.65		0.84	6.81